

「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」に対する意見書

2017年（平成29年）3月16日

日本弁護士連合会

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会が、2017年（平成29年）2月24日に取りまとめた「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」（以下「本報告書」という。）のうち「第1章 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等」及び「第2章 教育の情報化の推進等」につき、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

第1 「第1章 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等」について

1 著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響を吟味した結果、日本型の「柔軟性のある権利制限規定」として、明確性と柔軟性のバランスを備えた制度設計を行い、権利者に及び得る不利益の度合い等に応じてニーズを3つの行為類型に分類し、行為類型ごとに適切な柔軟性を確保した規定を整備するとした本報告書の方向性に賛成する。

ただし、明確性を過度に重視するのではなく、将来の著作権を取り巻く環境の変化等を見据えた明確性と柔軟性のバランスの取れた条文にするべきである。

2 なお、本報告書で優先的な検討課題とされた6つのニーズを念頭に、柔軟性のある権利制限規定を条文化するべきであり、早急に条文案を公表すべきである。

3 本報告書は、ソフトローの活用等や著作権法に関する教育・普及啓発により法の適切な運用を確保することを提案しているが、更に具体的検討を行うべきである。

4 本報告書は、著作物の円滑な利用促進に向けた課題が指摘されているが、これらについても更に具体的検討を行うべきである。

第2 「第2章 教育の情報化の促進等」について

1 授業の過程における教材・参考文献や講義映像等の送信に関して、オンデマンド型の公衆送信などの異時公衆送信を、権利者への補償金請求権を付与した

- 上で、著作権法35条の権利制限の対象とするとの本報告書の提言に賛成する。
- 2 また、補償金の支払に係る手続に関して、文化庁長官の指定する団体による窓口の一元化を図るべきこととする本報告書の方向性に異存はないが、補償金制度が円滑かつ適切に実施される制度及び運用が期待される。
 - 3 学校教育の目的上必要と認められる限度において、権利者の許諾なく著作物を教科用図書に掲載することを認める著作権法33条の適用対象に、デジタル教科書を含ませるように必要に応じて規定の見直しを行うことが適当であるとする本報告書の提言に賛成する。

意見の理由

第1 「第1章 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等」について

- 1 著作権法を取り巻く環境の激変及び著作物利用の多様化が進んでいる今日、現行著作権法の規定によっては適切な対応が困難な分野が生じつつある。

そして、デジタル・ネットワークの更なる進展、クラウドコンピューティング技術、情報通信技術等の革新に伴い、IoT・ビッグデータ・人工知能といった技術を活用した多様なサービスの創出によるイノベーションの促進を図っていくことが一層強く要請されており、柔軟性のある著作権法の仕組みを構築することが必要であると考えます。

著作物の利用行為の性質や背景事情には様々なものがあり、要請される柔軟性の差異に応じて権利制限規定を定めるべきであり、このような権利制限規定を必要とする立法事実を的確に踏まえ、これに対応した緻密な議論が必要であると思われる。

この点、本報告書では、広くニーズの募集を実施し、企業等や個人が有する現在又は将来のニーズを把握し、我が国の統治機構を含む法体系、社会環境及び国民の訴訟に対する意識等を踏まえ、著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響を多面的に吟味した結果、異なる明確性と柔軟性を備えた複数の権利制限規定による「多層的」な体系を構築することをもって、第4次産業革命の推進に資する日本型の「柔軟性のある権利制限規定」とした。さらに、明確性と柔軟性のバランスを備えた制度設計を行うにあたり、権利者に及び得る不利益の度合い等に応じてニーズを3つの行為類型（第1層 [著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型]・第2層 [著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型]・第3層 [公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待さ

れる行為類型])に分類し、行為類型ごとに適切な柔軟性を確保した規定を整備するとしており、立法事実を的確に踏まえたものであり、賛成する。

刑法体系（罪刑法定主義）との関係でも、最高裁判所判決、裁判例、学説等を基に規定形式に応じて明確性について検討していることは、高く評価できる。さらに、考慮要素の明示・例示、政令・省令への委任の活用、基本類型の例示、解釈指針の導入等可能な限り規定の明確化に向けた検討が必要である。

他方、明確性を過度に重視すると、今後の著作権を取り巻く環境の変化、著作物の利用の多様化に対応できず、すぐに時代に合わない規定になるおそれがある。将来の著作権を取り巻く環境の変化等を見据えた明確性と柔軟性のバランスの取れた規定にするべきである。

- 2 著作権法を取り巻く環境の激変及び著作物利用の多様化が進んでいる今日の状況からすれば、他のニーズの検討を待たずに優先的な検討課題とされた6つのニーズ（所在検索サービス、情報分析サービス、システムのバックエンドにおける複製、翻訳サービス、リバース・エンジニアリング、その他のCPSサービス）を念頭に、柔軟性のある権利制限規定を条文化するべきである。

また、従来、著作権法改正においては、国会提出の直前まで当該条文案が公表されないことが多かったが、「柔軟性のある権利制限規定」については条文の表現が非常に重要であると思われることから、早急に、条文案を公表すべきである。

- 3 本報告書では、ソフトローの活用（委任命令・ガイドライン等の活用）等や著作権法に関する教育・普及啓発により法の適切な運用を確保することを提案しているが、柔軟性のある権利制限規定の適切な運用を確保するためには、更に具体的検討を行うべきである。
- 4 本報告書では、著作物の円滑な利用促進に向けて、①集中管理団体を相手方とする権利処理の円滑化に係る課題、②権利者不明著作物等の利用円滑化に係る課題、③意思表示システムの普及に係る課題、④放送番組の同時配信における著作物等の利用円滑化にかかる課題及び⑤著作権の保護期間が満了した著作物等の利用にかかる課題が指摘されているが、権利制限になじまない著作物の利用ニーズについて契約による利用の円滑化を図っていくためのライセンス体制の構築を促進するための方策を構築する必要があるから、これらについても更に具体的検討を行うべきである。

第2 「第2章 教育の情報化の促進等」について

- 1 近年、情報通信技術を活用して行う教育（いわゆるICT活用教育）を推進

することに対する社会的な期待が高まっており、オンデマンド型の公衆送信をはじめ現行著作権法35条2項の対象となっていない異時公衆送信を伴うICT活用教育が実施される機会が増加している。本報告書では、教育機関において権利処理の事務上の負担から、著作物等の利用を断念等した様々な例が挙げられており、異時公衆送信について権利制限の対象とする必要性・正当性に関する具体的な立法事実が説明されている。

他方で、異時公衆送信を権利制限の対象とすることにより権利者に及び得る不利益の度合いは、複製や同時公衆送信よりも異時公衆送信の方が大きく、権利者の正当な利益を保護する観点等から補償金請求権を付与することが適当であるという本報告書の提言も首肯できるところである。

当連合会は、2016年（平成28年）5月7日付け「知的財産戦略本部『次世代知財システム検討委員会報告書』に対する意見書」において、「多様性・柔軟性を内包した著作権システムを構築するためには、・・・多様な政策手段の中から適切なものを選択し課題に対し柔軟に解決する必要がある」とあり、その方策の一つとして、報酬請求権付権利制限規定の活用等を図ることを提言してきたが、異時公衆送信に対する補償金請求権の付与は、これに沿うものと考えられる。

2 もっとも、本報告書でも指摘されているとおり、補償金制度の実効化のためには、教育機関が負うこととなる補償金の支払に係る事務負担を極力低くする必要はある。この点、本報告書では、文化庁長官の指定する団体による窓口の一元化を図るべきこととしている。当連合会も、このような方向性に異存はない。いずれにせよ、補償金制度が円滑かつ適切に実施される制度及び運用が期待されるところである。

3 ICT活用教育の一環として、デジタル教科書の導入が教育上有意義であることに鑑みれば、学校教育の目的上必要と認められる限度において、権利者の許諾なく著作物を教科用図書に掲載することを認める著作権法33条の適用対象に、デジタル教科書を含ませるように必要に応じて規定の見直しを行うことが適当であるとする本報告書の提言に賛成する。

以上